

第15回定時総会開く

08年8月18日(月) 於：全労連会館



ごあいさつ

理事長 吉 本 貢

東京税財政研究センターは今年15年目を迎えました。

この間、会員皆様のご努力によって、公開講座、各部会研究会、出版、講演活動などが定着し、諸問題の研究内容を共有し、社会的にも一定の貢献をしてきました。

昨年秋には、IRS改革の実態と納税者権利保障制度についての米国税務行政視察を行いました。IRSは「納税者に最高品質のサービスを提供す

ること」を使命にしており、納税者の権利保障制度を整備しています。わが国の国税庁が「納税の義務」を使命にしていて、未だに納税者権利保障制度を作らないでいることの問題が浮き彫りにされました。国税庁が税務調査に専念するために、内部事務を一元化し、相談体制を縮小してアウトソーシングするなど、納税者サービスを蔑ろにすることは、世界の流れに逆行するやり方になっています。

政府は、今年の「骨太方針」で「消費税を含む税体系の抜本的な改革について早期に実現を図る」ことを決め、税制調査会は議論を始めています。

私どもは、国民の暮らしと、納税者の権利を擁護する立場で民主的な税財政制度、民主的な税務行政の確立をめざして専門家集団として研究活動をさらに深めていきたいと思っています。

新役員紹介

監 事	専務理事	副理事長
金 小 渡 山 矢 堀 福 内 高 田 田 武 鈴 塩 坂 兒 桑 熊 工 角 風 大 浅 石 本 永 佐 坂 飯 青 吉	井 澤 辺 田 野 口 田 藤 橋 村 所 田 木 谷 本 玉 原 澤 藤 谷 間 野 井 塚 川 沢 木 内 島 木 本	清 啓 桂 順 國 悦 和 静 良 清 龍 通 清 啓 優 幹 國 時 直 健 輝
吉 一 子 計 喬 雄 雄 弘 良 男 子 等 昂 清 雄 一 太 夫 秋 一 充 寛 子 雄 雄 晃 輝 治 夫 光 貢		



第15回定時総会

納税者の 権利擁護の立場 で研究活動



第15回定時総会は8月18日(月)来賓に北野弘久日大名誉教授、木村由和全国税研事務局長を連れて開催され、全ての議案を満場一致で採択し新役員を選出して終わりました。

総会では「アウトソーシング」について、庶民増税、医療制度改悪等による確定申告書の増加が税務行政に混乱をもたらし、その結果として税務署の下請け業務として行われていることを明確にしました。これは、税理士が申告相談に際して積極的な指導の禁止、納税者の計算誤りを指導しないなどの指示が出され、税務署における申告相談方式の踏襲が強調されていること。税の専門家としての税理士の尊厳を侵害されているにもかかわらず、国税庁の方針をそのまま税理士会が会員へ指示しているなどの現状をふまえ、センターとしての講師を招いた研究などからその位置づけを明確にしたものです。

また、行政不服審査にかかる法改正の動向について、特に通則法の改正案は真に納税者の権利を擁護する立場での顕著な前進が見られないことを指摘し、ひきつづき「納税者権利憲章」の制定に向けた運動の一翼を担う必要性が確認されました。

事業計画では、センター活動の中心となる各研究部会の活動の一層の発展と、年2回の公開講座の成功のためにセンター一丸となって奮闘していくことを確認しました。

このあと各研究部会からの報告が行われました。徴収部会から「納税者から見た滞納税金の分納制度と納税の猶予等の取扱要領」、所得税部会からは「2007年分確定申告・直後事務の状況、源泉徴収制度、年末徴収制度についての考察」、資産税部会から「事業承継税制と遺産取得課税」、権利研究部会から「米国税制視察について」の報告がありました。

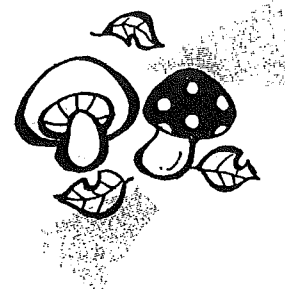
日高町(北海道)にみる 滞納者のサービス制限

(1) 制限を受ける者

町税等(町税、国保税、介護保険料、保育料、下水道分担金、上下水道料、公営住宅料、ウタリ資金貸付償還金、学校給食費)の滞納者及び滞納者と生計を一にする直系2親等(両親、祖父母、子、孫)

(2) 制限されるサービス(48項目)

①指名競争入札の参加 ②工事の請負 ③業務の委託 ④物品等の購入 ⑤町有財産の貸付 ⑥町有地における自動車保管場所の証明 ⑦町有財産の売払い ⑧産業振興奨励補助事業補助金 ⑨害獣防止電気柵整備事業補助金 ⑩農業協業法人設立促進奨励措置 ⑪優良肉用牛導入事業補助金 ⑫全道共進会出陣手当 ⑬漁業近代化資金利子補給 ⑭農産物処理加工所の使用 ⑮体験農園施設の使用 ⑯町営牧野の使用 ⑰企業振興促進奨励措置 ⑱地場生産加工業奨励育成措置 ⑲販売施設等整備促進補助 ⑳中小企業融資制度 ㉑中小企業振興対策利子補給 ㉒中小企業融資制度資金保証料交付 ㉓ふるさと定住促進賃貸住宅の入居 ㉔ふるさと定住促進住宅建設奨励交付金 ㉕下水道排水設備指定工事店の指定 ㉖下水道受益者分担金の前納報奨金の支給 ㉗水洗便所等改造資金の貸付 ㉘指定給水装置工事業業者の選定 ㉙水洗便所改造補助金 ㉚排水設備工事の補助 ㉛ウタリ住宅改良等資金貸付 ㉜エンゼル祝金 ㉝慶弔金支給(香料を除く) ㉞墓地の貸付 ㉟介護慰労金支給 ㊱介護用品支給 ㊲障害者用自動車改造費補助 ㊳老人福祉バス乗車券交付 ㊴バス利用運賃の割引(70歳以上) ㊵門別温泉とねっこの湯入浴優待 ㊶介護予防生活支援事業 ㊷高齢者生活支援費支給 ㊸町営住宅の入居 ㊹浄化槽設備補助金 ㊺道路の占用許可 ㊻普通河川における許可を要する行為 ㊼奨学金 ㊽私立幼稚園の助成



第39回

公開講座のご案内

08年10月14日(月) 13時

全労連会館

- ▼ 調査・徴収の全面的強化体制の前夜
- ▼ 具体的事例から見る税務行政の現状

庶民大增税の中で混乱をした確定申告事務の処理に追われる税務行政は、2009年度の全国的な内部事務一元化移行に向けて急ピッチで準備を進めています。また、e-Taxの普及率を2010年までに50%にするという膨大な目標を掲げて現場をノルマ競争に煽り立てています。

その一方で低迷する実調率の底上げを図るため、法人課税部門を先頭に調査件数の増加を図り、簡易な調査(重点調査、着眼調査)の比率を大幅にアップしています。

さらに、国税庁は新たな人事評価制度を持ち込み、「能力・実績主義の人事管理」を一層強化するものとみられます。そのため、調査事務における「増差・件数主義」「ノルマ競争」が激化することが予測されます。

秋の公開講座は、こうした激変する税務行政の各事務系統の事務運営の方向と問題点を分析するとともに、強権的な調査、徴収事務の増加が予測されることから、各地で行われた税務調査、滞納処理の具体的な事例を報告し問題点を明らかにして、これに対応する指針を探り、こうした税務行政から納税者の権利を守る税理士としての知識を高めよう機会にしたいと考えています。

会員はもちろんのこと、会員以外にも広く呼びかけて多数ご参加されることを期待しております。

*日時 10月14日(火) 開会 13時

*会場 全労連会館(文京区)

- (1) 本年度事務運営の特徴
 - (2) 税務調査の具体的事例と権利擁護の視点からの対応
 - (3) 徴収・滞納処理の具体的事例と権利擁護の観点からの対応
- 講師は、東京税財政研究センターの講師団です。

*参加費 5,000円(但し当会員・賛助会員は3,000円、代理1名可)

*申込先 FAX 03-3360-3870
に送信下さい。

年金天引、は許されるか

厚生労働省の土佐和男国保課長補佐は、鹿児島市内で開かれた研修会で次のように講演している。

「保険料(税)の収納率対策について「一番大事なことは自主納付を減らすことだ。自主納付者は、はっきり言ってしまえば滞納者予備軍になる可能性がある。そうならないように真っ先にやってもらわないといけないことは、20年度中に年金天引を実施することである。一番いいのは4月実施…」

介護保険で始まった悪魔のような「年金天引」は、支払う側の事情や生活苦など配慮することがない。

自治体としては、簡単に収納できることから、納税者の事情に鈍感になるという側面があるのだろうか。

市町村民税を年金から天引するという地方税法改正案が可決した。4月30日のことだ。例の「道路特定財源法案」の世論にかくれてすんなり可決成立したもの。

B区役所のF氏はこう言っている。介護保険料からこのかた、年金からの天引で区民の声はそれは強いものだ。地方税法の上では「徴収上便宜を有する、第三者が税金分を支払金額から徴収するという特別徴収制度がある。

いま市町村で問題にしているのは、安易に年金によりかかるのは許されるか、という問題意識とともに増税化した住民税には低所得者への配慮がない—このことだという。

消費税 (確申分)

100人中13人が滞納

いぜん高水準の滞納



東京局で7月開かれた幹部会議の資料によると消費税の滞納発生件数とともに徴収決定件数も確認され注目される。

19年度消費税(含地方消費税)の「確定申告分」、「全管計」に限定されるが、徴収決定 268,555件・期限内収納 233,115件、とされ、つまり新しく滞納になったものは、35,440件で13.2%を占める。

税額については、新規滞納は2.8%で、近年変りはない。

なお、当局は滞納分にもかかわらず、督促状発付前の者については、除外している。したがって前出13.2%は実勢では14~15%とみられる。

■ 催告という名は強制

消費税の課税事業者に対しては…納期限を経過しても未納になった場合には…滞納の未然防止、…納税者の納付意思を早期に見極め、滞納発生後の早期着手による効果的な滞納整理の一層の推進が図られるよう、消費税の全課税事業者を対象として督促前納付指導を実施する…。

■ 広域特官

広域特官は13ブロックに特官31名、付職員60名体制で署の税額整理等を支援する。

ブロック中心署に人員を集中配置した。

■ 電話相談

納税者コールセンター。所掌基準をこれまでの500万円未満から1,000万円未満に引き上げた。

電話相談は、11月より集中化対象署を全署に拡大する。

税額階層別に署計をみると100万円未満の者は64.1%を占めている。

■ 差押マニュアル

「売掛金差押の処理手順」を示す。

一見に価する。

----- お知らせ -----

税務行政・権利研究会会会では下記のとおり研修を企画しました。

日時 10月11日(土) 午後13:00~17:30

抜本税制改革の基本的特徴と研究課題

…熊澤通夫

わが国社会保障制度の問題と研究課題

専修大学経済学部教授…唐鎌直義

医療崩壊について

…保団連

日時 10月12日(日) 午前10:00~16:00

抜本税制改革と納税者の権利

青山学院大学法学部教授…中村芳昭

消費税20年と消費税の諸問題

…桑原龍太

会員の皆さんの参加をお待ちしています。

ザ・コラム

▼政治家として世界が見えない、国民が切実に求めていることを受け止められず、総理大臣の座をもっともらしく放り出してしまおう「彼」のことなど話題にするのも馬鹿らしくなる。後に続く「彼ら」も似たり寄ったりで、今、茶番劇を演じているとなれば、すっかり気分は白けてしまう。

だからこちらも「彼」のように放り出してしまつたらどうなるか。

差別と競争教育の真っ只中で、生きるために身につけなければならぬ学力よりも、資本が求める知識を詰め込まれて苦しむ子供たちは救われない。その究極の帰結として殺人者になってしまった子供の残された長い苦しい人生は、想像しただけでも辛くなる。

高齢者はいえ、金さえあれば医療であれば、介護であれ如何様にも準備されている。何の心配も要らない。問題は圧倒的多数を占める年金生活者が、介護を受けるようになった時である。介護保険料を払いながら、介護は負担能力に応じてしか受けられないという現実、生命を絶たれてしまいかねない危機をはらんでいる。

民主主義は物事に白けていたり、愛想尽かしをしては後退する。例えば後に続く「彼ら」が放り出した「彼」に似たり寄ったりだったとしても、がっぷりと組み合せて国民が置かれてある現実の解決を厳しく求めてこそ、質の高い民主主義は確立してゆくのだろう。

(Y)